

北陸技術交流テクノフェア 2020 on the Web 出展規約（以下本出展規約とする）

第1条（開催趣旨・目的）

北陸技術交流テクノフェア 2020 on the Web（以下「本展示会」という。）は、業種・分野・地域を超え、企業・学術機関・研究機関等の技術情報を紹介する Web サイトで、出展者・来場者が意見交換・情報共有を行う事で、技術連携・技術移転の機会を創出することを目的とします。

第2条（出展資格）

1.本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規約その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限りません。

2.出展者は、主催者が募集する業種分野（精密機械・情報通信・IoT・AI技術・繊維・電気・電子・化学・繊維・建設・鉄鋼・非鉄金属・環境・エネルギー関連などの業種）の技術・製品などを有する企業・学術機関その他の事業者とし、主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有します。これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取消させていただきます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。尚、次のような事例もこれに該当することになります。

①北陸技術交流テクノフェア 2020 on the Web 出展申込（以下、本出展申込という）の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合

②出展コンテンツないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物、出展コンテンツが現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼす恐れがあると判断される場合

④来場者（本展示会の訪問者・視聴者を指す。以下「来場者」と言う。）、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規約に違反していると判断される場合

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合

3.本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

第3条(出展料)

1. 主催者による出展申込承認後、出展者に出席料を請求します。出展者は、別途指定する期日までに指定の口座に振り込むものとします。尚、期限内にお支払頂けない場合は、出展の取り消しをさせていただきますので、予めご了承ください。

2. 振込手数料は出展者が負担するものとします。

3. やむを得ない事情により解約する場合は、下記の解約料をお支払い頂きます。なお、出展の解約は書面により主催者へ通知することとします。

期限

キャンセル料

2020年10月15日～2020年10月28日

税抜出席料の50%

2020年10月29日～2020年10月31日

税抜出席料の全額

第4条（出展コンテンツ）

1.本展示会の出展コンテンツは、本展示会の開催趣旨及び目的と合致し、かつ主催者の事前の承諾を得たコンテンツに限ります。

2.次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

- ①特定の宗教に関わる勧誘行為・あっせん、過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含むもの
- ②主催者又は第三者の著作権、商標権、特許権等知的財産権、名誉及びプライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害し、又はその恐れがあるもの
- ③コンピューターウイルス等の有害なプログラムを含むもの
- ④主催者又は第三者の機器、設備、システム等の利用・運用に過大な負荷をかけるもの、またはその恐れがあるもの
- ⑤健康商法・マルチ商法、詐欺に該当する製品、またはその恐れがあるもの
- ⑥その他法令又は公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの

3.主催者は、出展コンテンツが本出展規約に違反することが明らかになったとき、当該出展コンテンツの出展拒否、出展中止、違反部分の削除等必要な措置を講じることができます。また、主催者は、出展者に対し、当該出展者の負担で、当該出展コンテンツの違反部分の変更、差し替え、削除等の措置を講じるよう指示することができるものとします。

4.主催者が前項前段に基づき、出展コンテンツの出展拒否、出展中止、違反部分の削除等の措置を講じ、それにより当該出展者に損害が生じても、主催者は、その損害を賠償する責任を負いません。また、前項後段の指示に従い、出展者が当該出展コンテンツの違反部分の変更、差し替え、削除等の措置を講じ、それにより当該出展者に損害が生じた場合も、同様とします。

5.出展コンテンツに関し、第三者との間で紛争が生じた場合、当該出展コンテンツの出展者が自己の責任と負担で当該紛争を処理するものとし、主催者は何らの責任も負わないものとします。

6.出展者が第3項後段の指示に従わないとき、主催者はその出展内容の掲載停止を行うとともに、主催者に対し、違約金として当該出展料の3倍に相当する金員を支払うものとします。

7.出展者は第4項及び前項の事項をあらかじめ了解のうえ、出展申し込みをすることとし、事務局側で上記事項に合致すると判断する場合には裁量により掲載停止を行います。なお、出展者はかかる措置について意義を申し立てないこととします。

第5条（開催期間及び開催時間）

開催期間は、2020年11月1日午前10時から11月30日午後5時までとします（ただし保守やメンテナンスのため、一時的に出展コンテンツの公開を停止させる場合があります）。

第6条（諸経費の負担）

1.撮影などを必要とする出展者は、別に定める申込手続きを取り、協力会社等から請求を受けた所定料金を支払うものとします。

2.出展コンテンツの制作、撮影、出展コンテンツの掲載アップロード、出展者セミナー準備、その他出展者の行為に属する費用は、すべて出展者の負担とします。

3.本展示会における出展に関する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担とします。

第7条（出展申込み等について）

1.本展示会公式サイトに掲載のある Web 出展申込フォームから所要事項をご入力の上、ご登録いただく方法でお申し込み下さい。尚、出展内容が本展示会の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、予めご了承ください。

2.破産・会社整理・民事再生法または会社更生法手続中である者、金融機関から当座取引停止処分を受けている者、反社会的行為を行う若しくはこれに関与している者、または業務停止命令等の行政処分を受けた者の申込は受理しません。また、事務局が上記に等しいと認めた場合も同様とします。なお、契約締結後であっても、出展者が上記に該当した場合には契約を破棄して出展をお断りします。その場合、既に払い込まれた出展料については全額返却します。事務局は上記に関連して必要と認めた場合、調査及び審査を行う場合があります。

3.本展示会においても共同での出展が可能です。共同での出展を希望する場合、1社が代表して申込みならびに出展料の支払を行ってください。

4.同じ機関から複数の研究室が出展する場合は、産学官連携を推進する部署などで取りまとめの上、出展を申し込むものとします。

5.出展申込締切日は、2020年9月15日（火）です。

※但し、予定申込数になり次第、締め切らせて頂くことがあります。

6.出展申込は、本ホームページ上に定める申込フォームより手続きを行ってください。

問合せ先：技術交流テクノフェア実行委員会事務局(福井商工会議所 まちづくり・産業振興課内)

〒918-8580 福井市西木田 2-8-1 Tel:0776-33-8252 Fax:0776-36-8588 Email:technofair@fcci.or.jp

第8条（出展契約の成立時期）

本出展申込に基づく出展契約（以下、本出展契約という）の成立時期は、主催者が出展料金の請求書を発送した時点、又はその旨の電子メール・案内等を出展者に送信した時点とします。

第9条（本展示会の開催環境等）

1.主催者は、本展示会の開催期間中、出展コンテンツを、別途本展示会の公式サイト上に掲載する方法で展示します。

2.主催者は、動作環境等を整備し、同記載のウイルス対策及びセキュリティ対策をとるものとし、かつそれで足りるものとします。

第10条（出展コンテンツの掲載準備と内容の管理）

1.主催者は出展者に出展者専用システムのログイン用 ID およびパスワードを発行し、当該ログイン用 ID 及びパスワードが発行を受けた出展者は出展者専用システムを利用して出展コンテンツの入力を開始し、開催期間終了まで当該出展コンテンツの内容に関する管理を行うものとします。

2.出展者は、主催者が指定する入力締切日までに、一切の掲載作業を完了するものとします。また掲載内容の修正・変更等は、出展者が出展者専用システムを利用して行い、出展者の責任のもと出展コンテンツの管理を行うものとします。

3.出展者が出展に伴う業務委託をしている第三者を除いて、出展申込をしていない第三者にログイン用 ID ならびにパスワードを開示し、使用させることはできません。出展者は、ログイン用 ID ならびにパスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、ログイン ID ならびにパスワードが第三者に漏洩した場合は、直ちにその旨を主催者に連絡するものとします。

4.主催者は、本展示会の管理運営の必要上、ログイン用 ID 及びパスワードを出展者の事前許諾を得ることなく、変更する場合があります。その間、出展者が本展示会を利用できないことによって、出展者に不利益や損害が発生したとしても、主催者はその責任を一切負うものではありません。

5.出展者は、出展コンテンツに関するデータを、出展者自身の責任及び負担でバックアップを行うものとします。

6.主催者は、保守、運用上又は技術上の必要に応じて、出展者に関するすべてのデータに対し、複製、監視、分析、調査等を行うことができるものとします。

7.出展者は、本展示会の出展及び本展示会の開催には、主催者との相互協力が必要不可欠であること、ならびに、本展示会の出展コンテンツ等の準備等には十分な時間的余裕が必要なことを認識し、主催者からの要請に対しては適時に、かつ正確に回答・対応するものとします。

第 11 条（出展コンテンツ掲載期間終了後の処理）

主催者は、本展示会の開催終了後も本件 Web ページ上に展示されている展示コンテンツを使用します。また、主催者は、第三者に対して本展示会の開催告知、開催実績ならびに取引実績等を表示するため、出展に関わる出展者の社名・商標・出展コンテンツ・本展示会のキャプチャ等の継続利用を促す場合があります。

第 12 条（サイト運営・管理）

主催者は、サイト上の管理・保全についてトラブル防止に最善の注意を払いますが、掲載コンテンツ等の紛失や盗難等あらゆる原因により発生した損失や損害については、その責任を負わないものとします。

第 13 条（展示会開催の変更及び中止）

1.不可抗力によって本フェアが開催不能または継続不能となった場合、主催者の決定により開催を中止又は中断することがあります。

2.主催者は、開催規模、出展内容、来場動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

3.不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用については補償しません。

4.開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展料は返却しません。

第 14 条（禁止事項）

1.出展者は本展示会の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為、又は該当すると主催者が判断し得る行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。

②来場者および他の出展者に迷惑となる行為（誹謗中傷等）をすること。

③自社が取扱う製品の展示や商品・サービスの PR することなく、来訪者の個人情報の収集を主目的にした出展を行うこと

④展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする出展（但し、主催者が予め認められたものは除く）。

⑤法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為

- ⑥本展示会の関係者に対する詐欺又は脅迫行為
- ⑦本展示会の運営を妨害する恐れのある行為
- ⑧主催者のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- ⑨第三者に成りすます行為
- ⑩本展示会開催に対して、必要な範囲を超える負荷をかけ、何らかの攻撃をする行為
- ⑪リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル等の行為、また第三者をしてさせる行為
- ⑫本展示会の他の利用者の情報の収集
- ⑬本展示会の関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ⑭その他、主催者が不適切と判断する行為
- ⑮その他、本規約に違反すること

第 15 条（契約の解除）

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

- ①出展料金の全部又は一部を支払わない場合
- ②出展禁止コンテンツを出展し、又は出展につき主催者の定める規約及び指示に従わない場合
- ③展示会出展の目的以外に使用した場合、及び出展しない場合
- ④解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
- ⑤手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
- ⑥公租公課につき滞納処分を受けた場合
- ⑦著しく主催者の信用を失墜する事実があった場合
- ⑧その他本出展規約及びこれに基づく別紙「出展の手引き」や指示に違反した場合

第 16 条（紛争・トラブル等）

1.主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体（以下、本条において主催者らという）は、本展示会に関わる 紛争、その他のトラブル・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体並びに展示会来場者を含む被った損害（各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について一切の責任を負いません。

2.主催者らは、本展示会に関する告知や案内物（ホームページ、会場案内図、Web 掲載情報、プロモーション用資料）等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。

3.出展者は、自己又は当該出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、故意又は過失により、紛争やその他一切のトラブル・事象を生じさせ、主催者又は展示会来場者を含む第三者に損害（所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）を負わせた場合には、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第 17 条（個人情報の取り扱いについて）

出展者は、本展示会の開催により取得した来場者の個人情報を次の通り取り扱うものとします。

- ①善良なる管理者の注意義務をもって管理すること

- ②取得時に明示した利用目的を超えて利用しないこと
- ③取得時に明示した利用目的を超えて利用する場合には、閲覧者の承諾を得ること
- ④前各号の他、個人情報保護法をはじめとする適用される法令・ガイドライン等を遵守すること

第 18 条(秘密情報)

1.主催者及び出展者は、本展示会の利用及び本展示会の開催にあたり知り得た、相手方（以下本条において「開示者」といい、情報の開示を受ける当事者を「受領者」という）の営業上、技術上及びその他の秘密と明示のなされた情報（以下「秘密情報」という）を、開示者の事前の書面承諾なく、本契約の履行目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。ただし以下各号のいずれかに該当することが証明できる場合、又は主催者が受領した秘密情報の全部若しくは一部を本展示会に関わる業務の委託先に開示する場合は、この限りではありません。

- ①受領前に受領者が既に保有していたとき、又は既に公知となっていたとき
- ②受領後に受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したとき、又は受領者の責めによることなく公知となったとき
- ③秘密情報に依拠せず、受領者が独自に開発したとき

2.受領者は、開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対して本契約と同等の義務を課し、また、その行為につき責任を負います。

3.受領者は、本契約終了後又は開示者の要求があった場合、その要求に応じて受領した秘密情報（複製物を含む）を、速やかに開示者に返還し又は廃棄します。

4.受領者において、秘密情報の漏洩又は紛失等が判明した場合、受領者は直ちに開示者に通知のうえ、対応を協議します。

5.本条の定めは、本契約終了後も3年間有効とします。

第 19 条（権利・帰属・著作権）

1. 本展示会で、主催者が制作し提供するコンテンツに対する著作権は、主催者または正当な権利を有する権利者に帰属します。

2. 本事業実施のために主催者へ提供いただいた動画データのアップロードに伴う修正等も含めた取扱い及び事業終了後の削除手続等については、全て主催者にご一任いただきます。

3. 動画等の作成者は、第三者の著作物を動画等内で使用する場合は、事前に第三者の同意を得る必要があります。出展者が動画等を展示会内で掲載する場合やオーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は著作権・肖像権に対する処理をお願いします(自社で権利を持つコンテンツで、既に別途権利処理済のもの等は不要)。

第 20 条(本規約の違反および解釈の疑義について)

1.本規約に違反した出展者、本規約の解釈に疑義が生じた場合、あるいは技術交流テクノフェア実行委員会が来訪者(Web 閲覧者)や他の出展者へ悪影響をおよぼすと判断した場合、その他、実行委員会が不相当と判断した場合は、出展申込の受理または出展契約締結の前後、本展示会開催中に関わらず、出展をお断りする場合がございます。

2.出展者が出展規約に違反すると実行委員会が判断した場合には出展者に改善の申し入れを行います。

3.2 項の申し入れを2度行っても改善が図られない場合、本規約の解釈に疑義が生じた場合には実行委員会によりその対応を協議し、最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。

4.3項により改善の申し入れを受けた出展者は、即日改善内容および改善を行う日程等を文書で事務局に提出してください。

5.また、2項により改善の申し入れを受けた出展者が上記3項の対応と改善策を講じない場合、もしくは実行委員会が改善内容について不十分であると認めた場合、下記の罰則を適用する場合がございます。

①翌開催日以降の当該出展者情報掲載の中止

②上記①の処分を守らなかった場合は、この事実を公表するとともに、当該出展者の次回「北陸技術交流テクノフェア」の出展を認めないことがあります。

第20条(実行委員会)

実行委員会は、出展者の代表者で構成された、本展示会における企画など、運営に関する事項を審議し、決定する機関として設置されています。

第21条(免責事項)

主催者は、以下の事由により出展者に発生した不利益、損害（機器の故障や損傷、データ破損、機会損失等を含むがこれに限られない）について、一切責任を負わないものとします。

①天災地変、騒乱、火災、暴動、インターネット ラフィック又は電気通信事業者の提供する電気通信役務により生じた不具合等

②本展示会を提供するためのシステムの定期又は緊急の保守・点検等

③第三者によるハッキングやクラッキング、不正アクセス等、通信経路上での傍受、ビューソフト等の不測の機能障害等

④主催者の責に帰すことができない事故によるコンピューターの停止等

⑤主催者の定める本展示会の推奨利用環境外での利用に起因する不具合等

⑥その他主催者の責に帰すことのできない事由

第22条(反社会的勢力の排除)

1.主催者および出展者は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来に亘っても該当しないことを誓約します。

①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、又は、過去において反社会的勢力ではなかったこと

②自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または、脅迫的言辞を用いるなどをしていないこと、又は過去においてもしていないこと

③自らが反社会勢力である旨を伝え、又は、関係団体若しくは関係者が反社会勢力である旨を伝えるなどしないこと、または過去においてもしていないこと

④自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する恐れのある行為をしないこと、又は過去においてもしていないこと

⑤自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、又は、妨害する恐れのある行為をしないこと、又は過去においてもしていないこと

⑥自社の役員、主要な株主等実質的に経営を支配する者、親会社、子会社（自社がその議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう）及び、関連会社（会社計算規則で定義するものをいう）が反社会的勢力にあたらぬこと

2.主催者および出展者は、第三者（協賛者等を含み、以下「契約先等」という。）と下請又は再委託契約等（形態の如何に関わらず、主催者及び出展者との間で行う取引契約に関連して締結される契約とする。以下「関連契約」という。）を締結する場合は、契約先等に前条を遵守させるものとし、契約先等が反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに相手方にその事実を報告し、相手方は、関連契約を締結した当事者に対して、当該関連契約を解除するなど、反社会的勢力との関係を遮断するために必要な措置をとるよう求めることができます。

3.主催者及び出展者のいずれかが本条第 1 項各号に該当する合理的な疑いがあると相手方が判断した場合、又は本条第 2 項に違反した場合、相手方は主催者及び出展者に対して何らの是正を求める催告等を行うことなく、書面その他合理的と認められる方法による通知のみで、本契約（附帯する契約を含む）の全部又は一部の履行停止あるいは解除をすることができます。また、かかる疑いの内容及び根拠に関し相手方には主催者及び出展者に対するなんらの説明義務及び開示義務は生じないものとします。

4.前項に基づく解除に伴い、解除者が損害を被った場合、解除者は自らが被った損害の賠償を被解除者に対して求めることができます。

第 23 条(規約の順守)

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。万が一、規約に違反した場合は、理由の如何に関わらず、出展をお断りすることがあります。この際生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第 24 条(出展規約の変更)

1.本規約は、主催者・実行委員会および事務局が必要と認めた場合、その一部を変更することが出来ます。その場合、変更された規約内容は「北陸技術交流テクノフェア 2020 on the Web」のサイト上、或いはその他の方法で出展者に告知します。また、出展者は予めこれに同意し、変更後の新規約等を遵守することとします。

2.本規約や出展の手引きに無き項目は、主催者と出展者の協議のもと確認し、文書として残します。

第 25 条(管轄裁判所)

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、福井地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とします。

第 26 条(準拠法)

本規約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われるものとし、主催者・実行委員会及び事務局は出展者の法令違反につき、何らの責任を負わないものとします。

令和 2 年 8 月 6 日制定